

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続き

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 登録一般放送の業務の登録事項の変更登録

① 手続の概要

登録一般放送事業者が(1)総務省令で定める一般放送の種類、(2)一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、(3)業務区域を変更しようとするとき、総務大臣の変更登録を受けるための手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(2) 登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出

① 手続の概要

登録一般放送事業者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(3) 一般放送の業務の開始の届出

① 手続の概要

届出一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)になろうとする者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等その他事項を総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(4) 一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出

① 手続の概要

届出一般放送事業者(有線一般放送にあっては、小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)が、一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務開始届出書の記載事項を変更しようとする場合、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(5) 一般放送の業務の廃止の届出

① 手続の概要

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)が、業務を廃止したとき、遅滞なく総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件（※）

（※）平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

（6）一般放送事業者の事業計画書の変更届出

① 手続の概要

登録一般放送事業者が、事業計画に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件（※）

（※）平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

（7）基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、主たる出資者及び議決権の変更等事業計画に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：13件

（8）基幹放送局の免許

① 手続の概要

基幹放送局の免許を受けようとする者が、総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：156件

（9）基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、無線設備の変更工事等について総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：49件

（10）基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、上記（9）の無線設備の変更工事について、変更の内容が軽微である場合等に総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：81件

（11）基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、識別信号等の指定の変更を総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：11件

（12）基幹放送局の廃止の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が無線局を廃止するときに総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：30件

（13）無線従事者の養成課程の認定

① 手続の概要

無線従事者の養成課程は、無線従事者免許を取得するための方法の1つであり、所定の授業を受け

た上で修了試験に合格することにより無線従事者の資格を取得できる制度である。受講者は無線従事者国家試験合格者と同程度の知識及び技能を養うことができる。

無線従事者の養成課程を実施しようとする者は総務大臣の認定を受ける必要があり、当該認定を受けようとする者は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）で定める事項を記載した申請書を養成課程の実施場所を管轄する総合通信局等へ提出する必要がある。提出された申請書は、同規則で定める認定の基準への適合性を審査し、当該基準に適合するときはこれを認定し、認定書を交付する。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件（※）

（※）平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- （1）『登録一般放送の業務の登録事項の変更登録』、『登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出』、『一般放送の業務の開始の届出』、『一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出』、『一般放送の業務の廃止の届出』、『一般放送事業者の事業計画書の変更届出』

ア コスト削減の取組内容

これまで、放送法（昭和25年法律第132号）第133条第1項の規定に基づき行う一般放送の業務の開始の届出手続について、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を設置して、その設備により届出一般放送の業務を行おうとする場合、従来は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定による2つの届出手続が必要であるところ、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）により、有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）第1条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第141条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第1条及び放送法施行規則第143条に規定する添付書類を含む。）に代えて、1つの様式で届出手続をすることができるよう制度整備を行う等、手続の統一化・簡素化の取組を行っているところ。

平成29年度には、「有線一般放送参入等マニュアル」（平成28年5月改正 総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室）の周知を徹底することにより、事業者の当該手続事務に係る理解を深め、書類作成コストを削減した。また、業界団体に対してヒアリングを実施し、電子申請・届出システムの利用ニーズや真正性・本人確認の手法等に関する要望の有無等実態調査及び分析を行った。

平成30年度には、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第95号）及び放送法施行規則の一部の改正を行い、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二条第十四号に規定するIP放送方式により有線一般放送の業務を行う場合の様式として、放送法施行規則別表第三十一号（第134条関係）別紙2の2を新設し、記載すべき内容を明確化することにより書類作成コストの削減に取り組んだ。

今後の取組については、電子申請・届出システムの導入に関して、ヒアリングの結果及び「デジタル・ガバメント実行計画」（7月20日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）等政府横断的な取組の動向を踏まえ、引き続き検討を行う。また、平成30年度に新設した放送法施行規則別表第三十一号（第134条関係）別紙2の2について、施行後のフォローアップを行う。

イ コスト削減のスケジュール

- 平成 29 年度 「有線一般放送参入等マニュアル」へのアクセシビリティを向上させ、周知徹底を図った。
業界団体に対してヒアリングを実施し、電子申請・届出システムの利用ニーズ等に関する要望の有無等実態調査及び分析を行った。
- 平成 30 年度 平成 29 年度に行った分析や政府横断的な取組の動向を踏まえ、電子申請・届出システムの導入の必要性等を検討した。
有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）及び放送法施行規則の一部の改正を行い、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二条第十四号に規定する IP 放送方式により有線一般放送の業務を行う場合の様式として、放送法施行規則別表第三十一号（第 134 条関係）別紙 2 の 2 を新設し、記載すべき内容を明確化することにより書類作成コストの削減に取り組んだ。
- 平成 31 年度 平成 30 年度に講じた措置内容のフォローアップを行う。

- (2) 『基幹放送局に係る事業計画の変更の届出』、『基幹放送局の免許』、『基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可』、『基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出』、『基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更』、『基幹放送局の廃止の届出』

ア コスト削減の取組内容

① オンライン手続（申請・届出）の利用促進

無線局に係る申請・届出については「総務省電波利用電子申請・届出システム」（<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>）が整備されており、オンライン手続が可能となっている。同システムの利用周知等の利用環境整備を行ってきているところ、今後も引き続き、事業者に対し、同システムによる届出手続に係る周知や実務の実態に係るヒアリングを実施することにより、更なる利用促進を図る。

② 無線局免許手続の簡素化に向けた制度整備等

現在、総務省では従前の書面による申請・届出と電子申請・届出との親和性を高め、電子申請の推進を図るため、入力フォーマットの統一化や届出者の氏名等が自署の場合は押印の省略を可能とするなどの記載内容の簡略化等、手続の簡素化に向けた制度改正を行っているところ。

例えば、「事業計画の変更届出」については、これまで様式の定めがなかったが今般新たに規定することとしており、改正に当たって、事業者に対し様式等の周知を図り、オンライン手続の更なる利用促進を図る。併せて、「事業計画の変更届出」について、手続の簡素化等に係る試行的な取組等を実施する。

イ コスト削減のスケジュール

- 平成 29 年内 免許手続簡素化に係る省令等改正（一部施行）
「事業計画の変更届」が提出される等の機会を捉え、適宜事業者に対し、オンライン手続に係る周知や要望聴取を実施
- 平成 30 年 3 月 平成 30 年再免許申請に向けた説明会等の機会を捉え、事業者に対し、「事業計

平成 30 年 4 月	画の変更の届出」等に係るオンライン手続の利用促進に係る周知を実施 総務省ホームページにおいて、新たに、無線局免許手続に係るマニュアルや関係法令、申請の処理期間や進捗情報等に関する相談対応体制等に係る情報の集約的な提供を行うための専用ページを開設
平成 30 年内	「事業計画の変更の届出」について、届出方法の見直しによる提出手続の簡素化等に係る試行的な取組を実施
平成 31 年 1 月	免許手続簡素化に係る制度改正（全面施行）
平成 31 年内	引き続き、オンライン手続の利用促進に係る周知を実施するとともに、提出手続の簡素化等に係る試行的な取組について、事業者における対応実績の把握及び導入の促進、試行的取組の対象手続の拡大に向けた検討等を実施

(3) 無線従事者の養成課程の認定

ア コスト削減の取組内容

平成 21 年 4 月施行の無線従事者規則等の一部改正において、

- ①養成課程の認定申請書の記載事項等について、既に申請済みのものと同一の内容により申請する場合は記載等の省略を可能とする（ワンスオンリーの原則）
- ②同一の者が実施する 2 以上の養成課程の認定申請について、同時に申請する場合は、申請の手続を簡略化できる（行政手続の簡素化）

よう、認定申請の手続の合理化・簡略化を図るための制度整備を行った。

このように既にワンスオンリーの原則等を実施しているが、平成 29 年度に事業者における更なる行政手続コストの削減のための方策を検討するため、これまでに無線従事者養成課程を実施した事業者のうち、官公庁以外の代表的な事業者 7 者及び申請書の審査を行う総合通信局等に対してヒアリングを実施し、養成課程の認定の申請に係る実態の調査及び分析を行った。

当該分析の結果、さらなる行政コスト削減のため、定型的な申請項目について選択方式（記載の簡略化）とすることとした。

当該結論を踏まえ、所要の措置を講じるとともに、措置内容についてフォローアップを行う。

イ コスト削減のスケジュール

平成 29 年度	代表的な事業者等へのヒアリングを実施し、養成課程の認定の申請に係る実態の調査・分析を行う。当該分析の結果を踏まえ、情報提供の充実に向けた検討のほか、申請書への記載事項の見直し等制度改正も含めた検討を行い、結論を得る。
平成 30 年度	平成 29 年度で得た結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。
平成 31 年度	平成 30 年度に講じた措置内容のフォローアップを行う。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

年間届出件数が特に多く、ほとんどの基幹放送局の免許人が共通で行っている手続であるため（平成 28 年度の申請件数：1,152 件）。

(2) 無線従事者の養成課程の認定

年間申請件数が特に多いため（平成 28 年度の申請件数：1,753 件）。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

ア コスト計測の方法

届出 1 件当たりの事業者の作業時間×年間件数＝当該手続に関する年間総作業時間

※ 届出書類及び添付書類の作成・収集に要する時間、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、行政機関窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等の作業に要する時間については、代表的な事業者を数社選定し、当該事業者へのヒアリングにより把握・計測する。

イ コスト計測の時期

第 3 四半期（10 月～12 月）

（理由）

事業計画の変更の届出について、定例的な事項である「役員に関する事項」に係る変更については株主総会終了後（8 月～10 月頃）に、「週間放送番組の編集に関する事項」に係る変更については番組改編期（4 月及び 10 月）後にそれぞれ提出されるため。

(2) 無線従事者の養成課程の認定

ア コスト計測の方法

申請 1 件当たりの事業者の作業時間×年間件数＝当該手続に関する年間総作業時間

※ 申請書類及び添付書類の作成・収集に要する時間、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、行政機関窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等の作業に要する時間については、代表的な事業者を数社選定し、当該事業者へのヒアリングにより把握・計測する。

イ コスト計測の時期

第 3 四半期（10 月～12 月）

（理由）

平成 30 年度末に、申請書記入項目の記載簡略化を図った標準様式及び記載要領を HP に掲載したが、事業者への周知に要する期間等を考慮し、コスト計測の時期を第 3 四半期（10 月～12 月）とした。

○放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 総務省令で定める一般放送の種類
- 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 四 業務区域

3 （略）

（変更登録）

第三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 （略）

4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（一般放送の業務の届出）

第三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第四百七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 総務省令で定める一般放送の種類
- 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 四 業務区域
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を当該届出をした総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

2 (略)

○放送法施行規則(昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号)

(事業計画書の変更等)

第七十条 登録一般放送事業者は、第三百三十六条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

○電波法(昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号)

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条の二十三第一項(第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの

三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)

2・3 (略)

(変更等の許可)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容と

する無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。
- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。
- 3 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(無線局の廃止)

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

○電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）

第四十三条の三 基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

○無線従事者規則（平成二年三月三十一日郵政省令第十八号）

(認定の基準)

第二十一条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのできるものと認めるものが実施するものであること。
 - イ 当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を業務とする者
 - ロ その業務のために当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者
- 二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 三 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者（養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）を置くものであること。
- 四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であって、その処分の日から二年を経過しない者

五 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

六 養成課程の種別（その養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第六号に掲げる授業科目及び授業時間（養成を受ける者の能力に鑑み、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

七 授業形態は、授業科目別に同時受講型授業（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は随時受講型授業（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う授業

ロ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業

ハ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業

ニ 電気通信回線を使用して行う授業（ロ及びハに掲げるものを除く。）であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者（総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に従事するものであること。

九 同時受講型授業の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書（当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書（電磁的方法により作成されたものにあつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。）を使用するものであること（総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。）。

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあつては、講師等の担当する授業科目）、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

2・3 （略）

（認定の申請）

第二十二條 法第四十一條第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。

一 名称及び住所

二 養成課程の種別

三 実施しようとする理由及び運営方針

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（随時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要）

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業の場合にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目）

ニ 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ホ 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称

ヘ 試験問題の作成方針及び管理方法

ト 修了証明書の発行の条件

チ 修了試験の方法

リ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

八 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であったこと。

九 その他参考となる事項

2 （略）

（申請の手続の簡略）

第二十二條の二 同一の者が実施する二以上の養成課程（申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、申請を行

う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類及び標準教科書以外の教科書を使用するときはその使用する教科書を添えて提出することにより行うことができる。

(認定)

第二十三条 総合通信局長は、第二十二条の申請があった場合において、当該申請に係る養成課程が第二十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第一項第四号又は第二項第三号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することが適当と認められるときは、総合通信局長は、これらの規定にかかわらず、認定することができる。

2 総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

3 前項の認定書には、その認定が第二十一条第一項第六号に規定する他の授業時間によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。